除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２６年（へ）第１号

大阪府豊中市原田中１丁目11番２号
申立人　理装工業株式会社
代表者代表取締役　西田　健二
申立人代理人弁護士　井上　　伸
権利を争う旨の申述の終期　平成26年７月４日
平成26年７月７日　尼崎簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　９通
⑴手形番号　Ａ161854
金額　136,605円
支払期日　平成26年７月15日
支払地　兵庫県尼崎市
支払場所　尼崎信用金庫園田支店
振出日　平成26年２月28日
振出地　大阪府豊中市原田中１丁目11番２号
振出人　理装工業株式会社　代表取締役　西田　健二
受取人　猪名川産業有限会社
最終所持人　申立人
⑵手形番号　Ａ161855
金額　675,210円
受取人　大阪高圧ホース株式会社
⑶手形番号　Ａ161856
金額　844,935円
受取人　川重商事株式会社
⑷手形番号　Ａ161857
金額　641,268円
受取人　澤バルブ工業株式會社
⑸手形番号　Ａ161858
金額　393,015円
受取人　富士商株式会社
⑹手形番号　Ａ161859
金額　515,477円
受取人　株式会社マツイ
⑺手形番号　Ａ161860
金額　348,449円
受取人　株式会社三笠
⑻手形番号　Ａ161861
金額　154,927円
受取人　名岐産業株式会社
⑼手形番号　Ａ161862
金額　141,519円
受取人　萬商株式会社
⑵から⑼の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２６年（へ）第１号

広島市佐伯区千同２丁目６番５－９号
申立人　株式会社ＹＯＳＨＩＤＡ
代表者代表取締役　吉田　　司
権利を争う旨の申述の終期　平成26年７月４日
平成26年７月７日　東広島簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＣ31753
金額　624,553円
支払期日　平成25年11月15日
支払地　広島県東広島市
支払場所　株式会社もみじ銀行西条支店
振出日　平成25年７月16日
振出地　広島県東広島市
振出人　株式会社日興ホーム　代表取締役　村尾　卓志
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第２号

岡山市北区清心町４番31号
申立人　岡山県貨物運送株式会社
代表者代表取締役　安原　　晃
権利を争う旨の申述の終期　平成26年７月７日
平成26年７月８日　明石簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＫＣ81775
金額　491,558円
支払期日　平成26年５月12日
支払地　兵庫県明石市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行明石支店
振出日　平成26年２月10日
振出地　白地
振出人　エビス運送株式会社　代表取締役　戎　義弘
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第１号

次の申立人らの申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

奈良県生駒郡平群町上庄２丁目１番19号
申立人　大西　禎子
大阪府池田市畑１丁目５番20号
申立人　木下　愛梨
権利の届出の終期　平成26年６月30日
平成26年７月７日　奈良簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地
⑴所在　奈良市西狭川町
地番　580番
地目　畑
地積　72平方メートル
以上所有者大西禎子
⑵所在　奈良市西狭川町
地番　585番
地目　宅地
地積　128.92平方メートル
⑶所在　奈良市西狭川町
地番　586番
地目　宅地
地積　456.19平方メートル
⑷所在　奈良市西狭川町
地番　606番
地目　山林
地積　396平方メートル
以上所有者木下愛梨
２登記年月日番号　奈良地方法務局昭和５年５月22日受付第630号
３登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定
原因　昭和５年５月22日設定
債権額　5,797円
利息　月７厘
債務者　奈良県添上郡狭川村大字西586番地　岡村　喜續
抵当権者　京都府伏見市納屋町136番地　合名會社柴政商店
共同担保　目録(そ)第6535号

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第６７４８号

東京都渋谷区渋谷２丁目14番18号あいおい損保渋谷ビル６階
債務者　株式会社エム・プラスコンベンション
代表者代表取締役　月岡　和之
１　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大坪　和敏
４　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９号

千葉県茂原市千町2331番地24
債務者　正継工業株式会社
代表者代表取締役　橿渕　正範
１　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　好生
４　破産債権の届出期間　平成26年８月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午前10時30分

千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第６６２７号

神奈川県横浜市都筑区中川１丁目５番９号
債務者　漢山株式会社
代表者代表取締役　山口　了三
１　決定年月日時　平成26年７月14日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩崎　　晃
４　破産債権の届出期間　平成26年８月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月24日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部